

市第 120 号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中

「(1) 地球温暖化対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」

を

「(1) 地球温暖化対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項

デジタル統括本部

(1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事項」

に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

市民サービスの向上及び効率的な行政運営を図る執行体制を確立するため、横浜市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市事務分掌条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（統括本部及び局の事務分掌）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項後段の
規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

（省略）

デジタル統括本部

(1) デジタル化施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する
事項

（省略）